

第 3 9 回福岡県地方港湾審議会

議 事 録

1. 日 時 令和7年8月25日(月) 10:00開会

2. 場 所 TKPエルガーラホール 7階中ホール

3. 出席委員

役職名	氏名	代理
九州大学大学院工学研究院教授	山城 賢	
九州大学大学院工学研究院准教授	清野 聡子	
九州産業大学建築都市工学部教授	横田 雅紀	
福岡県議会議員	今林 久	
(株)大貝環境計画研究所代表取締役	大貝 知子	
豊の国海幸山幸ネット事務局長	原賀 いずみ	
九州地方海運組合連合会会長	木許 直樹	樋口 博 専務理事
九州地方港運協会会長	野畑 昭彦	池田 伸広 専務理事
(公社)西部海難防止協会会長	佐藤 元洋	
(一社)日本船主協会九州地区船主会議長	山本 勇樹	
国土交通省九州運輸局次長	大橋 将太	安岡 和之 交通政策部次長
第七管区海上保安本部長	福本 拓也	安徳 弘幸 門司海上保安部次長
国土交通省九州地方整備局長	垣下 禎裕	田川 辰也 苅田港湾事務所長
経済産業省九州経済産業局長	星野 光明	平川 伸子 産業部産業課長
門司税関長	弓削 州司	河本 清 総務部企画調整室長
福岡県人づくり・県民生活部長	浦田 智子	久野 隆 九州国立博物館・ 世界遺産室参事補佐
福岡県商工部長	見雪 和之	吉田 憲和 商工部副理事 兼企業立地課長
苅田町長	遠田 孝一	

4. 会議に出席した職員

県土整備部技監	喜多島 礼和
港湾課長	雑賀 光美
課長補佐	児玉 芳弘
課長技術補佐	山崎 圭祐
管理係長	梶原 崇史
港湾係長	橋本 浩一

ほか関係職員

5. 諮問事項

- (1) 苅田港港湾計画の軽易な変更
- (2) 苅田都市計画臨港地区内の分区の変更

6. 議事経過

○ 司会（児玉補佐）

大変お待たせいたしました。

1名到着されておられませんけれども、定刻過ぎておりますので、ただいまより第39回福岡県地方港湾審議会を開催させていただきます。

私は本日の進行を担当させていただきます、港湾課長補佐の児玉と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会の委員は臨時委員を含めまして、23名でございます。

現在18名のご出席をいただいております。

過半数のご出席をいただいておりますので、福岡県地方港湾審議会条例第六条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

開催に当たりまして、知事が挨拶すべきところですが、本日公務のため出席できませんでしたので、知事に代わりまして県土整備部技監の喜多島よりご挨拶申し上げます。

○ 知事挨拶（喜多島技監）

皆様、おはようございます。

福岡県県土整備部技監の喜多島でございます。

先ほど司会よりご案内ありましたけれども、本来、服部福岡県知事がご挨拶申し上げるべきところでございますけれども、公務のため出席はかないませんでした。

挨拶文を預かって参りましたので、代読させていただきます。

（知事挨拶代読）

本日は山城会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、日頃から本県の港湾行政の推進につきまして、格段のご指導、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、福岡県内には9つ港湾がありますが、このうち北九州港と博多港除く七つの港湾を県が管理しており、この開発、利用、管理に関する重要事項について、福岡県地方港湾審議会において調査、審議を行っていただいております。

本日ご審議いただく重要港湾苅田港は、昭和14年から筑豊炭の積出港として整備が始まり、現在ではセメント、電力、自動車など多数の企業が立地する北部九州の物流拠点とし

て発展を続けております。

また、本港の新松山地区では、東九州自動車道路の苅田北九州空港インターチェンジや、24 時間利用可能な北九州空港に近接している好立地を生かした企業誘致を進めております。第 1 期分譲に続き、第 2 期分譲地は今年 2 月に完売し、トヨタバッテリー株式会社が蓄電池工場建設を予定しているなど、企業進出が相次いでいます。

そのため、県ではさらなる企業誘致に向け工業用地、埠頭用地の造成を急ピッチで進めているとともに、国においては、港の利便性向上のため、大型船が利用可能な新たな岸壁の整備を進めていただいているところです。

加えて、2050 年のカーボンニュートラルに向け、企業や国、町等々協力し、港湾機能の高度化に向けた取り組みを進めております。

このように、平成 9 年の港湾計画改定以降の苅田港を取り巻く社会情勢の変化に対応すべく、今年 3 月に、苅田港長期構想を策定しました。

現在、それに基づく苅田港港湾計画改定に向けた検討を行っているところです。

当審議会において、この計画をお諮りいただくことになります。その際はどうぞよろしくをお願いいたします。

本日の審議会は、土地利用の見直しに関する苅田港、港湾計画の軽易な変更及び、苅田都市計画臨港地区内の、分区の変更についてご審議をお願いするものでございます。

最後になりますが、委員の皆様からの忌憚のない、ご意見を賜りますとともに、港湾行政の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

令和 7 年 8 月 25 日

苅田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

○司会（児玉補佐）

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様を御紹介させていただきます。

座席順に御紹介させていただきます。

九州大学大学院工学研究院教授 山城 賢 様

株式会社大貝環境計画研究所代表取締役 大貝 知子 様

九州大学大学院工学研究院准教授 清野 聡子 様

九州産業大学建築都市工学部教授 横田 雅紀 様

豊の国海幸山幸ネット事務局長 原賀 いずみ 様

国土交通省九州地方整備局長 垣下 禎裕 様

本日は代理で、苅田港湾事務所長 田川 辰也 様

経済産業省九州経済産業局長 星野 光明 様
本日は代理で、産業部産業課長 平川 伸子 様

福岡県人づくり・県民生活部長 浦田 智子 様
本日は代理で、九州国立博物館世界遺産室参事補佐 久野 隆 様

福岡県商工部長 見雪 和之 様
本日は代理で、商工部副理事兼企業立地課長 吉田 憲和 様

第七管区海上保安本部長 福本 拓也 様
本日は代理で、門司海上保安部次長 安徳 弘幸 様

門司税関長 弓削 州司 様
本日は代理で、総務部企画調整室長 河本 清 様

国土交通省九州運輸局次長 大橋 将太 様
本日は代理で、交通政策部次長 安岡 和之 様

一般社団法人日本船主協会九州地区船主会議長 山本 勇樹 様

公益社団法人西部海難防止協会会長 佐藤 元洋 様

九州地方港運協会会長 野畑 昭彦 様
本日は代理で、専務理事 池田 伸広 様

九州地方海運組合連合会会長 木許 直樹 様
本日は代理で、専務理事 樋口 博 様

苅田町長 遠田 孝一 様

福岡県議会議員 今林 久 様

続きまして本日の配布資料の確認をさせていただきます。

- ① 次第
- ② 出席者名簿
- ③ 座席表
- ④ 苅田港港湾計画書（案）－軽易な変更－
- ⑤ 苅田港港湾計画資料（案）
- ⑥ 苅田都市計画臨港地区内の分区の変更（案）
- ⑦ パワーポイント資料（苅田港説明資料）

となっております。以上、御確認をお願いします。

不足している資料がございましたら事務局までお申し付けください。

なお、本日は、傍聴の方が2名おられますのでご報告申し上げます。

それでは、引き続き議事に入りますが、会議の議長は、福岡県地方港湾審議会条例第6条第1項の規定により会長があたるということになっておりますので、山城会長に議長をお願いいたします。

山城会長は議長席へご移動をお願いします。

○議長（山城委員長）

第39回福岡県地方港湾審議会会長の山城でございます。

よろしくお願いします。

本日は皆様お忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。

本日の審議は、福岡県地方港湾審議会運営規定第8条の規定により公開することとします。

傍聴の方はお手元の傍聴の心得に基づき、御静粛をお願いいたします。

本日、知事から本審議会に諮問されております議案は、

議案1の苅田港港湾計画の軽易な変更と

議案2の苅田都市計画臨港地区内の分区の変更

の2件でございます。

今後の苅田港の整備及び管理運営を行っていく上で重要な案件でございますので、委員の皆様におかれましては、よろしくお願いします。

それでは、審議に入りますが、議案1と議案2は内容が関連していますので、一括審議したいと思います。

事務局より議案1と議案2の説明をお願いします。

○事務局（雑賀課長）

皆さんおはようございます。福岡県港湾課長をしております雑賀と申します。

○司会（児玉補佐）

申し訳ありません。港湾課長の方から審議の説明の前に説明がございましたが、抜けておりました。先にそちらを説明させていただいてから、議案の方の説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○事務局（雑賀課長）

パワーポイントの説明に先立ちまして、私の方から第39回福岡県地方港湾審議会における審議事項の追加についてご説明申し上げます。

皆様に送付しておりました、第39回福岡県地方港湾審議会の案内におきましては、審議事項は苅田港港湾計画軽易な変更の1件としておりました。本日の審議会では、案内に添付しておりました審議会の概要に記載のとおり、港湾計画に含まれる土地利用計画の変更、これにあわせまして臨港地区内の分区の変更を行うため、1件の審議事項としておりました。

しかし、港湾計画の変更と分区の変更については、本来、別々の審議事項として取り扱う必要がありましたことから、今回、審議事項を追加するものでございます。

本日ご審議頂きます議案は、お手元の次第にありますように

議案1 苅田港港湾計画の軽易な変更

議案2 苅田都市計画臨港地区内の分区の変更

こちらの2件になっております。

案内に不備がありましたこととお詫び申し上げます。

本日はこの2件についてご審議頂きますようお願い申し上げます。

続きまして、パワーポイントにそって説明をさせていただきます。

議案1「苅田港港湾計画 軽易な変更」及び議案2「苅田都市計画臨港地区内の分区の変更」について一括で説明させていただきます。パワーポイントを利用しての内容説明となりますので、パワーポイントをご覧ください。

1枚めくっていただき2ページをご覧ください。

こちらは福岡県内の港湾の位置図になります。県内には9つの港湾があり、このうち、北九州港と博多港については政令市管理、残りの苅田港を含む7港湾が県管理港湾となっております。今回審議いただく「苅田港」は、瀬戸内海の周防灘に面する福岡県京都郡苅田町に位置しています。

3ページをご覧ください。

次に「苅田港の概要」について、簡単に説明いたします。

4ページをご覧ください

苅田港は、筑豊炭の積出し港として、昭和14年に修築工事がはじまり、各種産業の進出とともに栄えてきました。現在、苅田港は大きく4つの地区に分かれています。電力・セメント産業を中心とした本港地区、自動車・鉄鋼産業を中心とした南港地区、自動車産業・その他製造業を中心とした松山地区、電力・その他製造業が立地し、現在は、さらなる埋立事業をおこなっている新松山地区の4つの地区で構成されています。

このように苅田港は、電力事業者や自動車産業、セメント産業に関する企業が立地している状況です。

今回ご審議頂く箇所は、4つの地区のうち、新松山地区となります。

5ページをご覧ください

こちらは、苅田港周辺の社会基盤整備状況です。

①東九州自動車道については、平成28年に、北九州市から宮崎までつながり、現在4車線化の工事が進められております。

②北九州空港については、令和5年度に滑走路延伸が事業化され、将来、北米主要都市への貨物直行便の運航が可能となります。

③苅田港新松山地区においては、外航船が着岸できる13号岸壁が共用されており、令和5年度には国が新たに12号岸壁整備を事業化し、令和8年度中の供用開始を目指しています。供用開始されると、現在より輸送の安定性や効率性が向上し、さらなる港の活性化が期待されます。

今回変更箇所であります、苅田港新松山地区におきましては、半径5km圏内に東九州自動車道のインターチェンジや、北九州空港を擁しています。そのため、陸海空の輸送拠点が集約した「物流の結節点」として高いポテンシャルを有しています。

これら交通インフラの充実により、苅田港の利便性が向上し、新松山地区の分譲に対する企業の関心が更に高まることが想定されます。

次に、現在の荻田港の立地企業の状況についてご説明します。

6 ページをご覧ください。

こちらは、荻田港の主な立地企業を示したものです。

緑色が自動車産業、黄色がセメント関連企業、青色が電力関係の企業です。

全国的に脱炭素化に向けた取組が行われており、それらの関連企業や取扱貨物が今後増加してくる事が想定されます。

7 ページをご覧ください。

こちらは、『荻田港における主な取扱貨物』を示したものです。

右側円グラフに示すように、主な取扱貨物は、自動車部品・セメント・完成自動車となっており、この3品目で取扱貨物の約6割を占めています。

昨年の取扱貨物量（速報値）は約3, 100万トンとなっています。過去5年間の平均で約3, 200万トン前後で推移している状況です。

以上が、荻田港の概要になります。

続いて8ページになります。

荻田港では、来年度、港湾計画改訂を予定しており、これに関する情報を提供いたします。

9 ページをご覧ください。

荻田港港湾計画改訂について、対応状況をご説明します。

昨年度、今後20～30年後の荻田港の将来像を描く荻田港長期構想を検討し、今年3月に公表しております。

今年度から、この長期構想を踏まえ、概ね10～15年先の荻田港の整備方針を定める港湾計画の改訂を行うため、検討を進めているところです。

10 ページをご覧ください

こちらは、荻田港長期構想の概要です。

左の列をご覧ください。物流・産業、環境保全、人流・賑わい、安全・安心の4つの分野において、20年から30年後の目指す姿を設定しました。

この目指す姿を基に、真ん中の列にある基本戦略を立て、右の列にある取組方針を決定しております。

その他、長期構想には具体的な施策やゾーニング図、ロードマップなどの記載もしています。

また前回の審議会で、ご意見をいただいたクロツラヘラサギの対応についても、その後の飛来状況のモニタリングや保全対策等について、専門家の方からの意見を聞きながら、しっかりと保全に向けた検討を行っていく事を、環境保全の分野の中で具体施策に記載しております。

詳細については、前ページの URL よりご覧いただけたらと存じます。

来年度、港湾計画改訂を予定しており、長期構想の内容を踏まえた改訂内容については、その際の地港審において、改めて説明をいたします。

以上、情報提供になります。

1 1 ページをご覧ください。

これより、「議案の説明」に入らせていただきます。

まず議案 1 の『苅田港港湾計画の軽易な変更』についてです。

お手元配布の「苅田港港湾計画書（案）」と「苅田港港湾計画資料（案）」についての説明となります。

今回は、新松山地区において、土地需要の変化に対応するため、土地利用計画を変更するものです。

主に工業用地の位置付けになります。

次に『港湾計画変更の理由』について説明します。

1 2 ページをご覧ください。

変更の理由の説明の最初に新松山地区における企業誘致について説明いたします。

こちらは「福岡県総合計画」の抜粋になります。

福岡県総合計画の、基本施策として国内外からの戦略的企業誘致を掲げております。

具体的にはデジタル化や脱炭素化等の産業構造の変化を捉えた企業誘致やその受け皿の整備を進めること、令和 8 年度迄に福岡県内で公的な産業用地整備着手 100ha を目指すとしております。

福岡県では大枠として産業用地の確保に重点的に取り組んでおり、そのうちのひとつとして、現在、苅田港の新松山地区で造成事業を進めているところです。

1 3 ページをご覧ください。

こちらは現在の『新松山地区における分譲状況』になります。

左下吹き出しの第 1 期分譲地 約 36ha は、平成 2 7 年度の分譲開始以降、約 5 年間で完売となり、ユニ・チャームプロダクツをはじめとした製造業や、バイオマス発電企業が 3 社立地しています。

吹き出し 2 段目にあげています第 2 期分譲地は、令和 4 年 4 月に分譲開始し、令和 7 年 2 月にトヨタ自動車（株）との売買契約により、すべての土地が完売しました。

今後は、トヨタ自動車グループのトヨタバッテリーが、EV 電池工場の建設を行う予定となっています。

分譲開始から 3 年以内と、かなり早いペースで完売しており、企業の苅田港分譲地への関心は高いと、改めて認識しています。

そういった、企業のニーズに応えるべく、第 3 期分譲予定地につきましても令和 4 年度より造成工事に着手し、隣接する残りの事業用地についても造成を進めている状況です。

苅田港を取り巻く情勢や、企業のニーズに合わせ土地利用を計画することで、苅田港内の企業活動が活発になり、雇用の創出、人流賑わいも活性化するなど、地域の発展につながることを期待されます。

この図の中で、赤着色部が、今回の変更対象用地となります。

1 4 ページをご覧ください。

変更内容と変更理由についてご説明します。

今回の計画で変更となるのは、先ほど紹介した令和 7 年 2 月契約のトヨタ用地のうち、赤着色の部分です。

分譲完了後、企業の土地利用計画が、全面積を利用して工場建設する計画となったた

め、港湾関連用地 15.2ha を工業用地へ変更するものです。

15 ページをご覧ください

土地利用計画の具体的な変更面積につきましては、画面上の表のとおりです。

詳細は、お手元の港湾計画資料にも明記しておりますので、別途ご覧頂けたと思います。

なお、環境面への影響でございますが、今回の土地利用計画の変更による、環境への影響は軽微であると整理しております。

変更後も、環境関連法令を遵守するよう、立地企業に求めているところです。

16 ページをご覧ください。

こちらが今回の『変更後の港湾計画図（案）』です。

左上の新松山地区、赤着色部でございますが、土地利用計画を港湾関連用地から工業用地に変更する案としております。

以上が議案 1 の説明になります。

17 ページをご覧ください。

次に議案 2 の説明に入らせていただきます。

お手元の荏田都市計画臨港地区内の分区の変更（案）についての説明となります。

18 ページをご覧ください。

港湾計画における土地利用計画の変更に伴い、これに整合するよう、この土地の分区も変更します。こちらが、変更後の分区指定図の案になります。

赤枠で囲った部分が、分区の変更対象地となります。

今回、この対象地について、分区を商港区から工業港区に変更します。

19 ページをご覧ください。

こちらは、港湾計画における土地利用計画と臨港地区内の分区の関係を示したものです。

左側が、土地利用計画の区分、右側が、分区の区分になります。各区分をつなぐ矢印がそれぞれの関連性を示しています。参考までにご覧いただけたらと存じます。

以上、議案 2 の説明になります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山城委員長）

ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様、御質問、御意見等あれば、御発言をお願い致します。

○委員（清野委員）

議案 1 の資料の中で、図 2-1 土地利用計画の配置図について教えていただきたいのですが、今回、面積の話が審議にかかっているのですけれども、実際の箇所の計画の組み換えについて少し教えていただきたいと思っています。面積だと該当部分がどういうふうな利用をされるかというのが大事な要素かなと思いますので教えて頂きたいと思っています。変更前と変更後の違いについて、変更後のところで緑地の部分が外郭部といいますか、水辺の

方に明確に配置されたという理解でよろしいでしょうか。変更前も一応緑地予定ということですので、それがよりきちっとした形で水辺に関して緑地が連続的に配置されるということが確定されるということによろしいでしょうか。

○事務局（雑賀課長）

パワーポイント 14 ページの赤の点線で囲った部分について今回変更となることになります。左側の規定計画につきましては令和 5 年度にすでに変更されておりまして、こちらについては今回は変更する対象ではございません。真ん中の方にあります、点線の中の港湾関連用地の 15.2ha が今回、工業用地 15.2ha に変わるものでございます。

○委員（清野委員）

面積の変更で箇所の変更ではないことは今の説明で理解できましたが、既定計画のところで斜めの線になっている箇所が、今回計画では緑に着色されているのは何か意味があるのですか。

○議長（山城委員長）

清野先生が質問されているのは、上の緑地の部分のことを聞かれています。今回の対象とは違うところだけどもということです。

○事務局（雑賀課長）

今回そちらの変更はしておりませんけれども、緑地として位置付けられている状況になります。

○委員（清野委員）

そうすると、なぜそこを教えてくださいたいかは、今回変更する場所が、緑地と連続してより活用されるという見込みが、計画上進められるかどうかというところについても、それがより確定的になったことということですか。

○事務局（雑賀課長）

今回は、緑色につきましては確実に緑地となっております。前回、斜線でしていたのは計画の案の変更の時だったので斜線になっているんですけど、今回の計画と書いてある右側の図面では、緑色に着色しておりまして、こちらの部分につきましては、確実に緑地となっております。

○委員（清野委員）

ありがとうございます。それによっても今回変更する箇所の詳細をつめる時に少し役立つのかなと思われるところと、関連する緑地のところで白くなっているところは道路になるのですか。

○事務局（雑賀課長）

現在の計画では道路ということで白にしております。

○委員（清野委員）

前回の港湾審議会でも検討していただいた水辺の連続性だとか景観というのが違ってくると思いますので質問させていただきました。審議に左右するものではありませんが確認でした。ありがとうございました。

○委員（横田委員）

まず先ほどの質問と関連するのですが、この図の確認なんですけど、変更前の方で赤いのがよくわからなくて、これ黄色っていうことではないんですかねっていう、つまり変更前の赤になっている部分っていうのは、前々回からの変更点を前回お示ししているものだったから赤くなっていると思うので、それと比べたらわかると思うんですけど、この表では黄色で示した方がいいんじゃないかなというのが確認です。

それと私の質問は、ご説明として港湾用地を必要に応じて工業用地に変更しますという今回のご説明があって、工業用地が必要であることについてはよくわかったんですけども、港湾用地が具体には減っていくわけなので、減っても大丈夫ですよという部分の説明がいっしょに欲しいのですがいかがですか。

○事務局（雑賀課長）

まず、図の指摘につきましては先生のおっしゃるとおり、前回の港湾計画の変更の図をそのままのせておりましたので、黄色に着色しておいた方がわかりやすかったと思います。わかりにくい資料となっております申し訳ございませんでした。

港湾関連用地については、商工区に位置づけているところですが、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域でございます。そちらについては、上屋、倉庫、トラックターミナル、海事関係官公署、港湾その他海事に関する理解増進を図るための会議施設や展示施設等を建設する用地となっております。計画では、海事関係官公署及びその他駐車場等の配置を想定していましたが、現時点では計画がないため、令和8年度の港湾計画改訂時に再配置を含めて検討することで問題ないと考えています。

○委員（木許委員代理 樋口専務理事）

ただいまご説明頂いた変更の部分なんですけれども、荻田港長期構想を拝見させていただいた上で、そこでご提示いただいた資料によりますと、今回の資料にも書いてありますけれども、令和7年度に売却済みということになっていますが、その時点で、港湾関連用地として売却をされたと思いますが、これを工業用地に変えて、売却との関連性というのはどのようになるのでしょうか。

○事務局（雑賀課長）

分譲する際は、いろんな業種が手を挙げやすいように工業用地と港湾関連用地をわけて設定していましたが、今回、工業用地の方で、現地で工場を作りたいということで売却を希望されたということです。

○委員（木許委員代理 樋口専務理事）

売却する前提として、港湾関連用地で買われる方を募集されたのではないのですか。それに応じて、そこを企業が買いますと言って買ったところを、今度は工業用地に変え

ますということでは、契約自体がおかしくなるのではないですか。

○事務局（雑賀課長）

契約の中には、工業用地として使います、港湾関連用地として使いますということは特に記載はしておりません。分譲する時に幅広く業種を募集するために、この分区を設定しているところでございます。

○委員（木許委員代理 樋口専務理事）

そうすると、この新松山地区の赤くなっている変更しますよとお示しいたっている部分は、売却・分譲の時点で、用途は特に指定せずに売却されたということですか。そもそも港湾関連用地として指定されているわけですから、それに使用するための売却をすべきところではないかと考えますが。

○事務局（雑賀課長）

ご質問につきましては、中身を確認しまして、改めて委員の皆様へご説明したいと思っております。

○議長（山城委員長）

よろしいですか。分譲の時と契約の時の話をご確認いただいて、あとで委員の皆様へお知らせするというところでよろしいですか。

○事務局（雑賀課長）

はい。

○委員（清野委員）

今のご質問と少し関連するのですが、私は、福岡県の国土計画とか土地利用の審議会も拝命しておりまして、周防灘は以前、台風や高潮の被害があり、ここを開発するにしても安全性であったりとか、働かれる方の退避をどうするかというところは重要な課題となっております。質問させていただきたいのは、分区によって、造成地の構造を変えるものなのか、それとも港湾関連用地であろうと工業用地であろうと、県が造成する段階では造成上の違いはないのか教えてください。

○事務局（雑賀課長）

造成の仕方につきましては、一様に同じ工法で造成しております。

○委員（清野委員）

ありがとうございます。今後、どういう施設が入って、どのくらい的人数がどうされるかで、結構、防災上は上物の計画だとか、道路の話などが重要になると思います。要するに埋立地にずっと計画変更していくと、海岸スタイルになったときに、例えば東北の石巻とかは逃げ遅れてしまわないように、防災上のゾーニングとか、あるいは施設をつくることも必要になると思いますので、ぜひ、土地を購入された方とつめて頂ければと思います。

○議長（山城委員長）

ただいまの清野委員への質問に対して事務局より回答することはありますか。

○委員（清野委員）

回答をということでもないのですが、個別の審議会に変更されたものを総合政策にフィードバックしていただくことになるとと思いますが、県の土地利用の計画を今度、大きく変えていくので、今後の経済状況とか災害とか環境とか全部に関わってきますので、以前より手間もかかるかと思いますが、よろしくお願いします。

○事務局（雑賀課長）

承知いたしました。ありがとうございます。

○議長（山城委員長）

それでは今のは、清野先生からのコメントとさせていただきます。

○委員（原賀委員）

この資料の一番最後にクロツラヘラサギのことが書かれているのですが、当初、工業用地・港湾関連用地というところにクロツラヘラサギの飛来があるよということから、①と②に代替地を計画してくださっていると思うのですが、まずは①のところに少しずつ移動させて、それから完全に②に移動させたいとお話していたと思います。そこらへんの工事の進捗とか、渡り鳥の状況などを説明頂けないでしょうか。

○事務局（雑賀課長）

こちらにつきましては、第38回の地方港湾審議会から、モニタリング調査に加えまして、代替地①について整備を行っております。①につきましては、飛来状況も確認されている状況でございます。引き続き、モニタリング調査と代替地②についての検討を進めるために環境調査も実施しているところでございます。環境の調査の結果を含めて専門家の方の意見を聴きながら、計画改訂までにスケジュール的なものを定めていきたいと考えております。

○委員（原賀委員）

工場が横に建つと思うのですけれども、建つのは大体いつ頃からになるのですか。

○事務局（雑賀課長）

私どもの方では、まだ正式にいつかというのは伺っておりません。立地協定のスケジュール等が見直されているという状況でございまして、いつかっていうことを聞いていない状況です。

○議長（山城委員長）

県の方で環境調査を継続して実施されていることは伺っておりますけれども、今、質問があったように、状況どうなのかというのは委員の皆様全員が把握されているわけではな

いですよね。それは来年度の港湾計画改訂の委員会の時に現状こうですっていうことは説明があるのでしょ

○事務局（雑賀課長）

港湾計画改訂の時にもなんですけれども、あらかじめ皆様方にご説明をさせて頂きたいと思っております。

○議長（山城委員長）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

○委員（清野委員）

クロツラヘラサギという国際的に貴重な鳥の保護について、十分なご配慮をいただこうとしているところでございます。さっき私が、緑地だとか道路がどうなるかなどと申しあげていたのは、鳥の生態を調べて頂く中で、周辺に工場が建ってもいいんですけれども、鳥にとって静かな状況とか、木を植えるかだとか、都会の中にも入ってきてくれる鳥なので、まったくの自然じゃなかったとしても上手く両立するように、工場を建てられる側と密に相談していただく必要があると思います。

今日、苅田港ということで苅田町長様もご臨席ではありますが、隣接するところで曾根干潟っていう北九州市の重要な場所がありまして、そういうところの例で言いますと、工業用地を買われた方が、どう言う風に用地のゾーニングをしていただいたり、隣の地主さんと連続して緑地の緑を増えるようにしていただいたりとか、一体的な話が必要だと思います。コメントで申し上げますと、せっかくいろいろと配慮していただいているので、ぜひ購入された土地の方にも、設計が進む前から、そういったコンセプトで力をあわせて全体として計画を作ってってもらえたらと思います。設計が進んでしまうと手戻りになってしまうので、早めににそういうのを作っていただけたらと思います。この港湾審議会にも関連する専門家の方もおられますので、全体としていい空間ができるように検討してください。

○事務局（雑賀課長）

企業の方ともしっかり情報共有していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山城委員長）

他にご質問ご意見ございませんでしょうか。

それでは、本日の港湾審議会の議案であります、港湾計画の軽易な変更、分区の変更について、ご承認いただけますでしょうか。

それでは、異議なしということでありがとうございます。

それではそのように取り計らうこととします。

では、これで議案の審議はすべて終わりましたが、そのほかに何かご意見などはございませんか。

○委員（清野委員）

県の海岸の方も港湾課さんの方で見て頂いておりますが、特に玄界灘の方では海岸の侵

食だとか港の方まで浸水しやすくなるとかございまして、ぜひ、いろいろと海の状況も変わってきておりますので、そういう情報を集めて頂ければと思います。海岸侵食に関しては、かなり深刻で、たぶんそういう声もあがってきていると思いますので、海についての情報は港湾課さんで集約されると伺っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（山城委員長）

他にございませんか。

それでは、その他ご意見もないようですので、これにて議長の役を降ろさせていただきます。

会議の円滑な進行にご協力頂き、感謝申し上げます。ありがとうございました。

○司会（児玉補佐）

山城会長、ありがとうございました。

また、本日は、進行の一部に不手際がございました。あらためてお詫び申し上げます。

申し訳ございませんでした。

それでは、これをもちまして、第39回福岡県地方港湾審議会を閉会させていただきます。

出席頂いた委員の皆様、本日は、大変お忙しい中、御審議いただきまして誠にありがとうございました。

以上

議事録署名

山城 賢

令和7年9月29日

苅田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎 殿

福岡県地方港湾審議会

会長 山城 賢



第39回福岡県地方港湾審議会における審議事項について（答申）

令和7年8月22日付け7港第1009号で諮問のあった件について、当審議会で審議の結果、下記のとおり答申します。

記

「1 苅田港港湾計画（軽易な変更）」、「2 苅田都市計画臨港地区の分区の変更」については、諮問のとおりとすることが適当である。